

米国連邦通信委員会のメディア 所有規制について

—2014年規制改革審査報告の分析—

2018年10月12日

明治大学法学部専任教授

佐々木秀智

もくじ

- I 米国のメディア法制と連邦憲法修正第1条
- II 電子メディア法制の概要
- III 1996年電気通信法に基づく規制改革審査報告制度の概要と
具体的展開
- IV 規制改革審査報告に関する司法審査
- V 2014年規制改革審査報告の概要
- VI 新聞・放送相互所有規制の分析
- VII まとめ

I 米国のメディア法制と連邦憲法修正第1条

1 連邦憲法修正第1条

「連邦議会は、.....言論又はプレス^oの自由を縮減する法律を制定してはならない。」

(1) 「プレス」 (press) とは？

- ・ 憲法制定当初は個人の発言、紙メディアのみ

→メディア別の修正第1条の理論：メディア特性論

「ニュースメディアの特性の相違は、それらに適用される修正第1条の基準の相違を正当化する」 Red Lion Broadcasting Co. v. FCC, 395 U.S. 367 (1969))

(2) 「縮減する」 (abridge) とは？

- ・ 積極的自由への消極的立場
- ・ プレスの特権論への消極的立場

(3) 高次の法としての「情報の多様性」 (diversity of information)

「公衆が多様な情報ソースにアクセスすることを保障するのは、高次の法(higher order)であるところの政府の目的である。というのも、その理念は、修正第1条の中核的な価値を促進するからである。.....実際、『多様かつ相対立する情報ソースから、可能な限り広範な情報を発信することは、公共の福祉に本質的なものである』ということは、長い間、全米的通信政策の基本理念であり続けている。」

Turner Broadcasting System, Inc. v. FCC, 512 U.S. 622 (1994).

2 メディア特性論

(1) 個人、紙メディア、インターネット

- ・ ほぼ無制約な言論の自由

→明白かつ現在の危険の基準

- ・ 反論権制度は、修正第1条違反

→Miami Herald Publishing Co. v. Tornillo, 418 U.S. 241 (1974).

・インターネットの位置づけ

「（有限稀少性といった）事情は、サイバースペースには存在しない。CDA制定の前にも後にも、インターネット上の多くの民主的なフォーラムは、放送産業を対象とした政府による監視及び規制方式の対象となることはなかった。それ以上にインターネットは、ラジオ又はテレビと同じように『侵入的な』（pervasive）なものではない。」 Reno v. American Civil Liberties Union, 521 U.S. 844, 870 (1997).

（2）地上波放送

・電波の有限稀少性（scarcity）論

「放送事業者の発言の自由は、制約のある無線施設を使用したい人のために制限される。他の表現手段と異なり、無線は、本質的に、すべての人が利用できるものではない。これが無線に固有の特性であり、そしてまた、これが他の表現手段と異なり、政府の規制対象となる理由である。」

National Broadcasting Co. v. United States, 319 U.S. 190, 226 (1943).

・社会的影響力(pervasiveness)論

「放送メディアは、すべてのアメリカ人の生活において特殊な影響力のある地位を確立してきた。」 FCC v. Pacifica Foundation, 438 U.S. 726, 748 (1978).

(3) ケーブル、衛星放送 (DBS)、通信事業者による映像配信サービス

- ・ ボトルネック的コントロール論 (bottleneck control)

「個人がケーブルに加入する際に、テレビ装置とケーブル・ネットワークの物理的関連性が、加入者宅に送られるテレビ番組のほとんど(すべてとは限らない)に関して、ケーブル事業者によるボトルネック的、又はゲートキーパー的コントロールを生じさせる。」

Turner Broadcasting System, Inc. v. FCC, 512 U.S. 622, 644 (1994).

(4) 通信事業者固有のサービス (common carrier)

- ・ 通信事業者の表現の自由の否定

Chesapeake & Potomac Tel. Co. of Virginia v. United States, 830 F. Supp. 909 (E.D.Va. 1993), aff'd 42 F.3d 181 (4th Cir. 1994).

(5) メディア特性論に基づく合憲性判断基準

- ・ 個人等 (厳格審査) > ケーブル (中間的審査) > 地上波放送 (合理性審査) > 通信事業者固有のサービス

(6) ITの発達とメディア特性論

- ・ 近時の連邦下級審判例は、稀少性の解消を認識しつつも、先例拘束の原理を根拠に判断回避

Ⅱ 電子メディア法制の概要

1 1934年通信法 (Communications Act of 1934)

(1) 地上波放送、通信メディアの規制権限を連邦通信委員会 (FCC) へ

・ 「公共の利益、便益又は必要」 (public interest, benefit and necessity) に資するための規制の実施

(2) 電子メディア法政策の基本理念

・ 情報の多様性

→ 具体的内容

「見解の多様性」 (viewpoint diversity)

「情報ソースの多様性」 (source diversity)

「アウトレットの多様性」 (outlet diversity)

「番組の多様性」 (program diversity)

- ・ 競争 (competition)

「明らかに1934年通信法の目的は、免許所有者を競争から保護することではなく、公衆を保護することである。連邦議会は、連邦議会がその競争性を認定した放送産業における競争の維持を意図し、.....」

FCC v. Sanders Bros. Radio Station, 309 U.S. 470, 474-76 (1940).

「多様性を脅かす行為が反競争主義的目的に動機づけられるものであるとか、反トラスト法違反のレベルに達するとかは問題とならない。」 512 U.S. at 645.

→具体的内容は定義されていない。

- ・ 地域性 (localism)

「免許付与に影響を与える公共の利益及び便宜の重要な要素の1つは、当該放送が到達するコミュニティに最も実用的なサービスを提供する免許所有者の能力である」 319 U.S. at 216.

→免許付与の公共の利益基準「地域の生番組」(local live programs)

「.....地域の自己表現の合理的提供は、いまだ局の運営の本質的機能であり続け、.....また委員会によって尊重され続けるであろう」 FCC, Public Service Responsibility of Broadcast Licensees(1943).

2 地上波放送メディアの規制

(1) 政策アプローチ

- ・ 公共の利益（public interest）アプローチ

公共受託者としての放送事業者

修正第1条の民主主義的側面を強調

情報の多様性維持のための政府規制の承認

民主党政権時に採用

→ クリントン政権時のハンド（R. Hundt）委員長の公共の電波論

- ・ 市場主義（marketplace）アプローチ

市場参加者としての放送事業者

思想の自由市場論を強調

市場競争原理を基本とし、政府規制は抑制的（競争原理が機能しない場合）

共和党政権時に採用

→ レーガン政権時のファウラー（M. S. Fowler）委員長の市場主義論

(2) 番組内容規制

- ・ 公平原則
- ・ 性表現（わいせつ（obscene）、下品な（indecent）表現）規制

(3) 産業構造規制

「当裁判所は、修正第1条の中に、委員会によるマス・コミュニケーション・メディアの多様化における公共の利益を促進するための免許配分を妨げるものを見出せない。」

FCC v. National Citizens Committee for Broadcasting, 436 U.S. 775, 799-800(1978).

- ・ ネットワーク規制

複数ネットワーク支配の禁止

- ① 拒絶権（right to reject）規則
- ② タイム・オプション(time option)規則
- ③ 独占契約（exclusive affiliation rule）規則
- ④ ネットワークの2系統所有(dual network)規則
- ⑤ ネットワークの地理的独占（network territorial exclusivity）規則

プライムタイムアクセス規制 (Prime Time Access Rule)

「番組ソースの多種性（情報ソースの多様性）、そして……番組配信の多種性（アウトレットの多様性）の増進を目的とすることによって、番組の多様性を促進する間接的な試み」

Amendment of Part 73 of the Commission's Rules and Regulations With Respect to Competition and Responsibility in Network Television Broadcasting, 23 FCC. 2d 382, 387 (1970).

フィン・シン規制(Financial interest & Syndication rule)

「テレビ番組に対するネットワークのコントロールを制限し、それによって多様かつ相対立する番組ソースの発達を通じて番組の多様性を促す。」

Review of the Prime Time Access Rules, Section 73.658(k) of the Commission's Rules, 11 FCC Rcd 546, 551 (1995).

「委員会の意見の中に多様性という言葉が呪文のように頻繁に現れているが、未だ定義されたことがない。」

「特定の市場においてすべてのテレビ・チャンネルが1の者によって所有されている場合、その最善の番組戦略は、当該市場の最大の潜在的視聴者グループのすべてを惹きつける十分に多彩な番組メニューの提供である。」

Schurz Communications, Inc. v. FCC, 982 F.2d 1043, 1054-55 (7th Cir. 1992).

・ 地上波放送局所有規制

複数局所有規制

「多様な免許所有者の様々なグループによる放送局の運営が、少数かつ限定的な免許所有者のグループによる放送局の運営よりもよく公共の利益に資する。」

「複数局所有規制の目的が、公共の利益に反する経済力の不当な集中の防止と同様に、番組及びサービスにおける見解の多様化を最大化するために、所有の多様化を促進することにある」

Amendment of Sections 3.35, 3.240 and 3.636 of the Rules and Regulations Relating to the Multiple Ownership of AM, FM and Television Broadcasting Stations, 18 FCC 288, 291-92 (1953).

- ① 全米レベルでのラジオ局所有 (National Radio Station Ownership, NRSO) 規則
- ② 全米レベルでのテレビ局所有 (National Television Station Ownership, NTSO) 規則
- ③ 地域レベルでのラジオ局所有 (Local Radio Station Ownership, LRSO) 規則
- ④ 地域レベルでのテレビ局所有 (Local Television Station Ownership, LTSO) 規則

相互所有規制

- ① 日刊新聞・放送相互所有 (Newspaper/Broadcast Cross-Ownership, NBCO) 規則
- ② 1市場1局 (one-to-a-market) 規則
- ③ CATV・放送相互所有 (Cable/Broadcast Corss Ownership, CBCO) 規則

3 FCC規制の具体的展開

- ・ 1934年通信法制定時：公共の利益アプローチ
 - ・レーガン政権期の規制緩和（Deregulation）：市場主義的アプローチ
- 稀少性論等の抽象的な根拠に基づいた包括的規制への批判
- 新規メディアの発達・普及
- 公平原則の廃止、産業構造規制の廃止・大幅緩和
- ・ 1990年代初頭
- 市場競争原理の弊害の顕在化：ケーブル料金の高騰等
- 1992年ケーブル消費者保護・競争法（Cable Television Consumer Protection and Competition Act of 1992）による市場主義の抑制
- 具体的・限定的な規制根拠に基づいた個別的規制
- 子どもテレビ法（Children's Television Act of 1990）

Ⅲ 1996年電気通信法に基づく規制改革審査報告制度の概要と具体的展開

1 1996年電気通信法 (Telecommunications Act of 1996)

・ 同法の目的 (第1条)

「アメリカの電気通信消費者への低価格かつ高品質のサービスを保証するために競争を促進し、また規制を緩和し、並びに新しい電気通信技術の導入を促進する。」

・ 無料の放送の維持

「この目標を達成させるために下院委員会は、放送規制に関する伝統的な観念から離脱し、さらに競争的な市場力に依拠することを選択する。競争環境の中で、放送局所有規制に関する不合理な制限及び配信アウトレット間の合併又は共同事業の包括的禁止は、もはや必要ではない」 H.Rep.104-204, at 55.

2 隔年規制改革審査報告(Biennial Regulatory Review)→後に4年毎 (2004年改正)

1996年電気通信法第202条(h)項

「委員会は、.....隔年毎にその所有規制規則のすべてを審査しなければならない、また当該規則が競争の結果として公共の利益に必要なものであるか否かを決定しなければならない。委員会は、もはや公共の利益に資しないと自ら判断した規制を廃止又は修正しなければならない。」

3 規制改革審査報告の実施

(1) 1998年報告 (1998 Biennial Review Report, 15 FCC Rcd. 11058 (2000).)

・メディアの市場分析

① 全米の1億世帯が様々な種類の映像アウトレットの提供を受け、テレビ放送アウトレットは1243の営利のテレビ局(UHF682局、VHF561局)、373の非営利教育テレビ局(UHF248局、VHF125局)、2100の小出力テレビ局が存在。

② 営利のテレビ局の60%が4大ネットワーク(ABC、CBS、Fox、NBC)の系列下にあ
り、8%が新規全米ネットワーク(UPN、WB、Paxnet)の系列下にある。

③ その他の営利のテレビ局は、小規模ネットワークの系列下にあるか、独立系。
また

④ 全米の全世帯のうち、9%が20局以上受信できる。36%が13以上のテレビ局を
受信でき、全米の平均的世帯は、13局を受信できる。また、全米の視聴者の約3分
の2が地域のテレビ局をケーブル・システム経由で視聴しているとしている。

(2) 2002年報告 (2002 Biennial Regulatory Review, 18 FCC Rcd 13620 (2003).)

・メディア市場の分析

「今日のアメリカ人は、以前とくらべて自らが入手できる、より多くのメディア
選択肢、より多くのニュース及び情報源、より多様な娯楽番組を有している。……
今日、数多くの映像番組がこの国のすべての市場において利用可能であ
り、インターネットを経由して米人は、すべての話題のほぼすべての情報にど
こでもアクセスできるようになった。」

「.....技術の進歩が自宅、学校及び職場に情報及び番組への前例のないアクセスをもたらした一方で、FCCの放送所有規制は、過去からの遠い山彦のように、ラジオ及びテレビの放送免許を所有する者を、あたかも放送事業者がアメリカの情報の門番であるかのごとく、規制し続けている。」

→ケーブルの地位向上

・基本理念の検討

情報の多様性

→各具体的内容の詳細な検討

多様性指数（Diversity Index）の採用←HHI（Herfindahl-Hirschman Index）をベースとしたもの

競争

「放送局所有規則は経済的な競争分析に根拠づけられるものであるが、それはまた、地域ニュース及び公的事項に関する番組の制作を通して、地域テレビ局を別々に所有することによる効果を生じさせている。にもかかわらず、.....収集された記録の分析によって、競争的な市場を維持することが、すべての事例において見解の多様性を適切に保護することはないとの結論に至った。.....当委員会は、小規模市場における一定の企業結合が、標準的な独占禁止の理論に基づくと競争上の危害を生じさせない場合であっても、見解の多様性に不当な脅威となりうるとの結論に至った。」

→収益構造、サービスに基づいたメディア間の競争の判断基準

地上波放送：広告

ケーブル等：加入料、視聴者の嗜好分析に基づいたサービスの提供

地域性

→判断基準

①地域の需要及び利益に対応した番組選別

②地域ニュースの量及び質

(3) 2006年報告 (2006 Quadrennial Regulatory Review, 23 FCC Rcd 2010 (2008).)

・メディア市場の分析

「オンライン上のメディア世界の将来がどのようになるのかは想像困難であるが、想像可能な近い将来のうち、伝統的なメディア・アウトレットが、特に地域レベルにおいては、ニュース及び情報の主要な源のままにしていることは明らかである。」

「5年前、当委員会は、デジタル技術がより多くの消費者の選択肢となり始めていると認識した。その時から、消費者の選択肢の増加がまた、聴衆の細分化を生じさせていることが明確となった。同様に、このような進歩により、伝統的なメディア企業が、自らのコミュニティに対するニュース及び情報の入手並びに発信を含む（またそれに限定されない）、自らの経営を支援するというビジネス・モデル上の効果があった。当該記録は、委員会がメディア所有に関する規則を最後に検討した時から、オンライン限定のアウトレットが成長したにもかかわらず、伝統的なメディア・アウトレットの数がほとんど変化していないことを明らかにしている。その結果、伝統的なメディア事業者は、新たな配信モデルを導入しつつ、収入の拡大を維持する方法を模索し続けてきている。オンライン及びデジタル環境に注意を払いつつ、かつて報じられた新聞発行会社の安定性が疑問の余地あるものとなった一方で、放送局所有者間の統合のスピードが遅くなっているように思われる。」

IV 規制改革審査報告に関する司法審査

1 Fox Television Station Inc. v. FCC, 280 F. 3d 1027 (D.C. Cir. 2002).

(1) 基本理念の確認

「放送規制において公共の利益は伝統的に多様性（及びローカリズム）を含み、202条(h)項の中に伝統的な枠組みからの離反を示すものを見出すことはできない。」

(2) 1998年報告のメディア市場分析について

「問題となる市場を定義することなく、単に、テレビ所有世帯数、テレビ局数、ネットワーク系列局の割合、及び平均的な視聴者が受信できる局数を列挙し、ここでの競争状態を調査しているだけである。」

2 第1次Prometheus判決（Prometheus Radio Project v. FCC, 373 F.3d 372 (3d. Cir. 2004).

(1) 2002年報告のメディア市場分析について

FCCの提出記録が「見解の多様性のソースとしてケーブルが地上波テレビ放送の代用となることに関する貧弱な証拠のみ」である。

(2) 電波の有限稀少性論

「確かに現在は、NCCB判決が下された1978年より多くのメディア（ケーブル、インターネット、衛星放送等）が存在する。しかし、これらのメディアが地域のニュース及び情報のソースとして見解の多様性に著しい貢献をしていると考えることはできない。」

「NCCB判決において連邦最高裁は、電波の『物理的稀少性』...に言及した。多くの非放送メディアが存在することが、放送電波をより稀少でないものとはしない。」

3 第2次Prometheus判決（Prometheus radio project v. FCC, 652 F.3d 431 (3d Cir. 2011).）

(1) 電波の有限稀少性論

「当裁判所は、この先例に拘束される。.....とにかく、自らの先例を変更する権限を有しているのは連邦最高裁である。」

(2) 2006年報告のメディア市場の分析

「独自の地域ニュースのソースとなるウェブサイトと、地域の新聞社及びテレビ局が既に紙上や番組で報じた情報は、『独自の』だけを見ることができない。地域市場での多様性への貢献を行っていない。」

4 第3次Prometheus判決（Prometheus radio project v. FCC, 824 F.3d 33 (3d Cir. 2016).）

（1）規制の遅延のコスト

「1975年のNBCO規則は、10年以上も前にFCCがもはや公共の利益に資しないと判断したものであっても、今日でも有効である。このことは、FCCによって検討されたより制約的でない選択肢に基づいて収益をあげられる合併を行いたい当事者に対して、著しい金銭的負担を課すことになる。当該遅延はまた、争点となる行政機関の行為の終局性がないことから、司法審査も妨げる。」

（2）所有規制すべてを無効とすべきとの主張は、否定

V 2014年規制改革審査報告の概要

1 2014年規制改革審査報告

2014 Quadrennial Regulatory Review, 32 FCC Rcd 9802(2017)

→2010年報告として審査手続開始するも、2014年までに手続終了できず、2010年報告と2014年報告を一本化 (Second Report and Order, 2014 Quadrennial Regulatory Review, 31 FCC Rcd. 9864 (2016).)

2 基本的立場

- ・メディア市場の劇的変化の認識
- ・規制の廃止・緩和によって、メディア、消費者共に恩恵を受ける。

2 主な内容

- ・NBCO規則の廃止
- ・ラジオ・テレビ相互所有規則の廃止
- ・LTSO規則、LRSO規則の改正
- ・インキュベーター計画に関する規則制定提案

VI 新聞・放送相互所有規制の分析

1 NBCO規則の歴史

(1) 1975年規則制定：同一のコミュニティにある日刊新聞と放送局（テレビ、ラジオを含む）の合併及び事業譲渡等による相互所有を包括的に禁止

→祖父条項（grandfather clause）：既存の相互所有は禁止されない。

(2) 目的：「マスメディア間の競争の促進及びサービスのソース並びに見解の多様性の最大化」

2 FCC v. National Citizens Committee for Broadcasting, 436 U.S. 775, 799-800(1978).

(1) NBCO規則は、表現内容中立規制

(2) NBCO規則は、「多様化されたマスコミュニケーションに関する公共の利益を促進する合理的な手段」

3 2002年規制改革審査報告

(1) NBCO規則の廃止

・廃止の理由

- ① ほとんどの広告主が新聞と放送局を密接に相互代替可能なものにとらえていないことから、当該禁止が地域市場の競争を促進させるために必要ではない。
- ② 当該禁止によって高品質な地域ニュースの制作を可能にする企業合併が妨げられ、地域性の確保が困難になる。
- ③ 所有が見解に影響を及ぼすとの観点から包括的禁止を根拠づけるに十分な証拠が存在しない。

(2) 相互メディア規則（Cross-Media Limit）の制定

- ① 小規模市場（大出力の営利又は非営利のテレビ局が3局以下）の場合、新聞と放送の合併及びテレビとラジオの合併を禁止する。
- ② 中規模市場（テレビ局が4～8局存在）の場合、1の者が1の新聞と、(a) テレビ局1局と地域レベルの複数ラジオ局所有規制の認める範囲での当該市場のラジオ局の50%までの共同所有、又は (b) 地域レベルの複数ラジオ局所有規制の認める範囲での当該市場のラジオ局の100%までの共同所有のいずれかを認める。
- ③ 大規模市場（8局以上のテレビ局が存在）の場合、相互所有規制を行わない。

(3) ケーブルの位置づけ

- ・ 多様性指数の導入

→メディアのボイスからケーブルを除外

- ① ケーブルが独自の地域ニュースを提供する範囲について重大な疑問がある。
- ② ケーブルの地域ニュース・チャンネルがどこでも視聴可能なわけではなく、限られた地域に限定されている。

(4) 第1次Prometheus判決

- ・ NBCO規則の廃止は支持

「競争、地域性及び多様性に関する公共の利益の調整というFCCの目標を前提としてFCCは、ある程度の相互所有規制の存続が情報の多様性の確保にとって必要である一方で、相互所有禁止の廃止が競争の維持及び地域性の確保に必要であると合理的に結論づけている。」

- ・ 相互メディア規則の制定根拠は問題→差戻し

「独自の地域ニュースのソースとなるウェブサイトと、地域の新聞社及びテレビ局が既に紙上や番組で報じた情報を再公表するだけのウェブサイトには、決定的な違いが存在する。後者は、『独自の』見解を提示しておらず、地域市場での多様性への貢献を行っているのとらえることはできない。」

「インターネットが地域ケーブル・ニュース・チャンネルよりも利用しやすいということが、インターネットが独自の地域ニュースを提供していることを意味しない。」

4 2006年報告

(1) 新規則の制定

その新聞社と放送事業者の合併が、以下の条件に合致した場合に公共の利益に資すると推定し、当該合併を承認（例外規定あり）。

- ① 問題となる市場が、ニールセン（Nielsen）の上位20DMAs（Designated Market Areas）の1つであること。
- ② 合併が、単一の大手日刊新聞と単一のテレビ又はラジオ局のみに関するものであること。
- ③ 合併がテレビ局に関するものである場合、当該合併手続が完了した後に、少なくとも8の独立に所有、運営される大手メディア・ボイス（大手新聞及び大出力テレビ局を含む）が存在すること。
- ④ 合併がテレビ局に関するものである場合、当該テレビ局がDMAsにおいて上位4局にランクづけられていないこと。

(2) 個別審査の実施

明白かつ確信にたる証拠をもって、当該合併後に合併組織が、その市場での別個独自のメディアの多様性（別個編集及び報道に関する判断等）を増加させ、それぞれのニュース・ソース間の競争を増加させることが論証されなければならない。

・個別審査では、「それぞれの特定の合併作業の状況ごとに、メディア及び見解の多様性に関する公衆のニーズと、伝統的メディアの財務上の健全性に関する懸念を衡量する。」

→具体的審査項目

① 当該DMAsにおける集中のレベル

② 合併組織が、その市場における地域ニュースの総量を著しく増加させることの証明

③ 新聞及び放送が、それぞれ独自の報道及び編集スタッフを雇用し、それぞれが独自の報道上の判断権を行使できることに関する証明

④ 合併が提案されている新聞又は放送局の財務状況

5 連邦議会等の反応

・NBCO規則廃止法案（H.R.6474）

・ハンド元FCC委員長のNBCO廃止提案

→インターネット上のニュース、情報へのアクセスの増加の観点から本規則は廃止し、放送事業者への財政的支援を行うべき

・NBCO規則が、マイノリティ所有のメディアが地域コミュニティに資するという能力を阻害している。

6 2014年報告

・NBCO規則の廃止

→メディア市場の劇的变化

Pew社の調査によれば、インターネットを含む様々なメディアが普及し、放送が唯一のメディアではなくなった（para21）。

米国民の79%がオンラインを利用している。

調査対象となった16のトピックのうち15で、第1位又は第2位に重要な情報源としてインターネットが位置づけられている。

成人の47%が地域のニュース又は情報入手のために携帯端末を利用している。

→斜陽産業としての新聞

新聞の広告収入が、2008年から50%、2003年から70%減少している（NAB提出資料）。

「新聞産業の衰退の観点から、コミュニティにおける独立の日刊新聞のボイスの喪失が見解の多様性に与える影響は、1975年当時よりも極めて小さいであろう。」（para25）

→地域性への恩恵

「本規則の廃止によって、放送事業者・新聞社は、投資及び運営の人員に関する新たな資源を求めて活動できるようになり、自らがサービスを提供する地域市場において地域ニュース・情報の質及び量を増大させることになると予測している。」（para26）

FCCの調査によるとラジオに関して相互所有規制がない場合、規制がある場合に比べて、4、5倍ほど公的関心事項に関する報道が増加した。

→メディアの変化

「紙の新聞とデジタル・アウトレットの間の区別は、紙での発行部数が減少し、オンライン発信に重点を置いている等から、曖昧なものとなっている。……週4日間紙に印刷されている新聞にのみNBCO規則を適用することは、何が『新聞』かに関する定義が変化し、多くの消費者が1日を通して紙で公表されたニュース・情報にインターネットでアクセスしているという現実を無視している。新聞の影響力が、1週間のうち何日朝各家庭のドア前に配達されるかでもはや測定できない。」（para39）

VII まとめ

- 1 メディア市場の変化をどのように把握するか？
- 2 メディア法政策の3つの基本理念は、どこまで具体化できるか？